

写

最低賃金の改正決定に係る関係労働者及び
関係使用者の意見聴取に関する公示

石川労働局一般公示第 33 号

石川地方最低賃金審議会は、石川県最低賃金の改正決定について調査審議を行うため、最低賃金法（昭和 34 年法律第 137 号）第 25 条第 5 項の規定に基づき、関係労働者及び関係使用者の意見を聴くので、石川県の区域内で事業を営む使用者又はこれに使用される労働者（これらの者の団体を含む。）であって意見を述べようとするものは、その意見を記載した文書を令和 6 年 7 月 26 日までに、石川地方最低賃金審議会（金沢市西念 3 丁目 4 番 1 号石川労働局労働基準部賃金室）あて提出されたい。

令和 6 年 7 月 11 日

石川労働局長 八木 健一

石川県最低賃金に関する意見聴取書(使用者用)

(フリガナ) 参考人氏名 (関係使用者)	() ()才		
事業場名		所在地	
役職		労働者数	人
事業内容 (主な製品・サービス等)			
事業場の賃金	平均額 月額	円(1時間あたり	円)
	最低額 月額	円(1時間あたり	円)
<small>(注)最低賃金の対象とならない精皆勤手当、家族手当、通勤手当、時間外手当、休日手当は除く。</small>			
団体・役職			

最低賃金に関するご意見を記入して下さい。(abc欄は、該当する記号に○印をお願いします。)

1	自社又は業界の経営環境はどうですか。
2	現在の最低賃金額 1時間933円についてどう思いますか。 a 高い b 妥当 c 低い d わからない e その他 ()
3	最低賃金を改正する場合、最も考慮すべきなのは何でしょうか。 a 賃金相場 b 物価、生計費 c 企業の賃金支払能力
	理由 ()
4	その他、最低賃金に関するご意見を記入して下さい。

石川県最低賃金に関する意見聴取書(労働者用)

(フリガナ) 参考人氏名 (関係労働者)	() ()才		
事業場名		所在地	
職種・勤続年数		労働者数	名
事業内容 (主な製品・サービス等)			
参考人の賃金	月額	円(1時間あたり	円)
	(注)最低賃金の対象とならない精皆勤手当、家族手当、通勤手当、時間外手当、休日手当は除く。		
労働組合・役職			

最低賃金に関するご意見を記入して下さい。(abc欄は、該当する記号に○印をお願いします。)

1 現在の最低賃金額 1時間933円についてどう思いますか。

a 高い b 妥当 c 低い d わからない e その他()

2 最低賃金を改正する場合、最も考慮すべきなのは何でしょうか。

a 賃金相場 b 物価、生計費 c 企業の賃金支払能力

理由

3 その他、最低賃金に関するご意見を記入して下さい。